

東浦町商工業者災害復旧資金利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東浦町が災害救助法適用地域となった場合において、災害により被害を受けた中小企業者が、災害復旧のための融資を受けたとき、当該融資に係る支払い利子の一部助成に関し必要な事項を定め、商工業者の復興を図ることを目的とし、その交付に関しては東浦町補助金等交付規則（昭和52年3月30日規則第5号）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

(対象融資)

第2条 利子補給補助の対象は、東浦町商工会の推薦により融資を受けた小規模事業者経営改善資金とする。ただし、当該融資の申請日が、当該災害発生後4月以内に行われたものに限る。

(対象者)

第3条 この要綱の規定に基づき交付する補助金の利子補給補助対象者は、町内に事業所若しくは店舗を有する法人若しくは個人又は町内に住所を有する個人のうち、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 前条に規定する融資を利用して被災した生産設備、建物等の復旧又は商品の仕入れ等をしようとする者
- (2) 災証明書の交付を受けている者
- (3) 町税を完納している者
- (4) 東浦町商工業振興事業利子補給補助金の交付を受けていない者

(期間)

第4条 利子補給の期間は、当該資金の貸付日から起算して、5年間とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

区分	補助金の額 (1円未満の端数切捨)		補助限度額
	貸付日から3年間	左記の期間以降	
1 事業所若しくは店舗の移転、新築、改築、改造及び改装	対象融資に対する年間支払利子の合計額（延滞利子を除く。） × 1.5	対象融資に対する年間支払利子の合計額（延滞利子を除く。） 対象融資の貸付利率 × 100	対象融資に対する年間支払利子額を限度とする。（代位弁済分及び事業廃止後の利子を除く。）を限度とする。 (延滞利子を除く。)
2 製造業など工場等の生産設備			
3 上記1、2以外		上記の2分の1	

(交付申請)

第6条 利子補給補助金の交付を受けようとする者は、利子補給補助金交付申請書（様式1号）に次の書類を添えて毎年1月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 災証明書の原本又は写し

- (2) 金銭消費貸借契約書の写し
 - (3) 金融機関利子証明書原本又は写し
 - (4) 町税の納税証明書（未納がない証明書）
- 2 前項に規定する町税の納税証明書（未納がない証明書）は、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書（様式1号の2）をもってこれに代えることができる。
- （交付決定）

第7条 町長は、前条の利子補給補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、その可否は利子補給補助金交付決定通知書（様式2号）又は、利子補給補助金却下決定通知書（様式3号）により申請者に通知するものとする。ただし、融資返済が滞納等により代位弁済となったものを除く。

（請求）

第8条 前条の規定により利子補給補助金の決定を受けた者が、利子補給補助金を請求するときは、利子補給補助金請求書（様式4号）を毎年2月末日までに町長に提出しなければならない。

（交付）

第9条 町長は、交付決定者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に利子補給補助金実績報告書（様式5号）を町長に提出しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式1号

利子補給補助金交付申請書

年　月　日

東　浦　町　長

住　　所
申請者　事業所名
代表者名
電話番号

東浦町商工業者災害復旧資金利子補給補助金交付要綱第7条の規定に基づき　　年
度の利子補給補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申　請　金　額　　金　　円

借入金融機関名

借　入　金　額

借　入　利　率

借　入　年　月　日

償　還　期　間

補助金の対象となる融資

様式1号の2（第4条関係）

町税納付状況確認同意書

年　月　日

東浦町長

(申請者) 住 所

氏 名

生年月日 _____ 年 月 日

東浦町商工業者災害復旧資金利子補給補助金交付に係る審査を行うため、町担当者が私の町税の納付状況について、調査することに同意します。

※この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書（未納がない証明書）の添付が必要となります。（手数料200円）

処理欄（申請者は以下記入不要）

年　月　日

課長

課長

上記申請者について、東浦町へ納付すべき町税に未納がないことの有無を確認願います。

【 課職員確認欄】

上記の申請者については、町税の未納が ある ないことを確認した。

年　月　日

確認者

様式2号

利子補給補助金交付決定通知書

東浦町指令第 号
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで交付申請のありました災害復旧資金の利子補給補助金については、東浦町商工業者災害復旧資金利子補給補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付する。

記

利子補給補助金の額 金 円

様式3号（第7条関係）

利子補給補助金却下決定通知書

年　月　日

様

東浦町長

年　月　日付けで交付申請のありました災害復旧資金の利子補給補助金については下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

理　由

様式4号

利子補給補助金請求書

年　月　日

東　浦　町　長

住　所
申請者　事業所名
代表者名
電話番号

年　月　日付け 東浦町指令第　　号で交付決定を受けました災害復旧資金の利子補給補助金について、東浦町商工業者災害復旧資金利子補給補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金　　円
ただし、　　年　月　日から　　年　月　日分まで

様式5号

東浦町商工業者災害復旧資金利子補給補助金実績報告書

年　月　日

東　浦　町　長

住　　所

申請者　事業所名

代表者名

電話番号

年　月　日付け 東浦町指令第　　号で、東浦町商工業者災害復旧資金利子補給補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので報告します。

補助金の対象となる融資

支払利子額(延滞利子除く)　　金　　円

補　　助　　金　　額　　金　　円